

福岡県公報

平成十八年十二月二十七日
第二千六百二十五号
増刊 ①

目次

条例

○福岡県行政手続条例の一部を改正する条例

(行政経営企画課) 二

○町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(行政経営企画課) 五

○福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(人事課) 六

○福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(人事課) 六

○福岡県森林環境税条例

(税務課) 七

○福岡県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

(畜産課) 八

○福岡県森林環境税基金条例

(林政課) 八

公布された条例のあらまし

◇福岡県行政手続条例の一部を改正する条例

(総務部行政経営企画課)

1 行政手続法の一部を改正する法律の規定の趣旨にのっとり、規則等を定める際に、広く一般の意見を求める手続等を定めることによって、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図ることとした。

2 この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(総務部行政経営企画課)

1 山門郡瀬高町、同郡山川町及び三池郡高田町が合併して、みやま市となることに伴

- い、福岡県県税事務所設置条例等の規定を整理することとした。
- この条例は、平成十九年一月二十九日から施行することとした。

◇福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(総務部人事課)

- 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の制定に伴い、福岡県職員の退職手当の額の特例に関する規定の整備を行うこととした。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
(総務部人事課)

- 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の制定に伴い、地方自治法の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理すること等について、所要の規定の整備を行うこととした。
- この条例は、平成十九年一月一日から施行することとした。ただし、別表四一の項の改正規定は、同月二十九日から施行することとした。

◇福岡県森林環境税条例
(総務部税務課)

- 県民が享受している水源のかん養、土砂災害等防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、福岡県税条例に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例として森林環境税を課すこととした。
- この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇福岡県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例
(農政部畜産課)

- 家畜保健衛生所の執行体制の効率化及び機能の強化を図るため、家畜保健衛生所を再編するとともに、町の合併に伴う規定の整備を行うこととした。
- この条例は、平成十九年四月一日から施行することとした。ただし、別表福岡県筑後家畜保健衛生所の項の改正規定は、平成十九年一月二十九日から施行することとした。

◇福岡県森林環境税基金条例
(水産林務部林政課)

- 1 森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、福岡県森林環境税基金を設置することとした。
- 2 この条例は、福岡県森林環境税条例の施行の日から施行することとした。

条 例

福岡県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十八号

福岡県行政手続条例の一部を改正する条例

福岡県行政手続条例(平成八年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 届出(第三十五条)」を

「第五章 届出(第三十五条)」に改める。

第六章 意見公募手続等(第三十六条—第四十三条)」に改める。

第一条中「関する手続」の下に「並びに規則等を定める手続」を加える。

第二条第一号中「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第二号中「同じ」を「規則」というに改め、同条に次の一号を加える。

九 規則等 県の機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 規則

ロ 処分の要件を定める告示(以下単に「告示」という。)

ハ 審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

ニ 行政手続法審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法律又は法律に基づく命令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

ホ 処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかにつ

いてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

ヘ 行政手続法処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法律又は法律に基づく命令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

ト 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)

第三条に次の一項を加える。

2 次に掲げる規則等を定める行為が处分に該当する場合における当該規則又は告示

一 条例の施行期日について定める規則

二 規則又は告示を定める行為が处分に該当する場合における当該規則又は告示

三 法律又は条例の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する規則又は告示

四 公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める規則等

五 審査基準若しくは行政手続法審査基準、処分基準若しくは行政手続法処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は規則等を定める機関(以下「規則等制定機関」という。)の判断により公にされるもの以外のもの

第四条に次の一項を加える。

2 次に掲げる規則等を定める行為については、第六章の規定は、適用しない。

一 県の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める規則等

二 公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める規則等

三 福岡県の予算、決算及び会計について定める規則等(入札の参加者の資格、入札

保証金その他の福岡県の契約の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定める規則等を除く。)並びに福岡県の財産及び物品の管理について定める規則等(福岡県が財産及び物品を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、信託し、若しくは出資の目的とし、又はこれらに私権を設定することについて定める規則等であつて

、これらの行為の相手方又は相手方になろうとする者に係る事項を定めるものを除く。)

四 地方自治法第二編第十一章に規定する普通地方公共団体相互間の関係その他の地方公共団体相互間の関係について定める規則等（第一項の規定によりこの条例の規定を適用しないこととされる処分に係る規則等を含む。）

五 行政手続法第四条第二項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める規則等（これらの法人に対する処分であって、これらの法人の解散を命じ、若しくは設立に関する認可を取り消す処分又はこれらの法人の役員若しくはこれらの法人の業務に従事する者の解任を命ずる処分に係る規則等を除く。）

第五条第一項中「申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従つて判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）」を「審査基準」に改め、同条第二項及び第三項中「当該」を削る。

第十条第五項中「規則」を「福岡県行政手続条例施行規則（平成八年福岡県規則第一号。以下「施行規則」という。）」に改める。

第十二条第一項中「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従つて判断するために必要とされる基準（次項において「处分基準」という。）」を「処分基準」に改め、同条第二項中「当該」を削る。

第十三条第二項第五号中「規則」を「施行規則」に改める。

第三十四条中「これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」を「行政指導指針」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 意見公募手続等

（規則等を定める場合的一般原則）

第三十六条 規則等制定機関は、規則等を定めるに当たっては、当該規則等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようしなければならない。

2 規則等制定機関は、規則等を定めた後においても、当該規則等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該規則等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

（意見公募手続）

第三十七条 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案（規則等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する規則等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該規則等の題名及び当該規則等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に規則等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二 納付すべき金銭について定める法律又は条例の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての規則等その他当該法律又は条例の施行に関し必要な事項を定める規則等を定めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める規則等を定めようとするとき。

四 法律又は条例の規定により、地方自治法第百八十条の五第一項若しくは第二項又は第二百二条の三に規定する機関（以下「委員会等」という。）の議を経て定めることとされている規則等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律若しくは政令又は条例若しくは規則の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもつて組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして施行規則で定める規則等を定めようとするとき。

五 国の機関又は他の県の機関が意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定めようとするとき。

- 六 法律又は条例の規定に基づきそれぞれ法令又は条例等の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則等を定めようとするとき。**
- 七 規則等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該規則等の廃止をしようとするとき。**
- 八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として施行規則で定めるものを内容とする規則等を定めようとするとき。**
- (意見公募手続の特例)
- 第三十八条** 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合において、三十日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該規則等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。
- 二 規則等制定機関は、委員会等の議を経て規則等を定めようとする場合(前条第四項第四号に該当する場合を除く。)において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第一項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。**
- (意見公募手続の周知等)
- 第三十九条** 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関する情報の提供に努めるものとする。
- (提出意見の考慮)
- 第四十条** 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定める場合には、意見提出期間内に当該規則等制定機関に対し提出された当該規則等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。
- (結果の公示等)
- 第四十一条** 規則等制定機関は、意見公募手続を実施して規則等を定めた場合には、当該規則等の公布(公布をしないものにあっては、公にする行為。第五項において同じ。)と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。
- 一 規則等の題名及び趣旨
- 二 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由
- (準用)

- 第四十二条** 第四十一条の規定は第三十八条第二項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定める場合について、前条第一項から第三項までの規定は第三十八条第二項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合について、前条第四項の規定は第三十八条第二項に該当することにより規則等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで規
- 二 規則等の案の公示の日**
- 三 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨)**
- 四 提出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施した規則等の案と定めた規則等との差異を含む。)及びその理由**
- 2 規則等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを作成することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該規則等制定機関の事務所における備付けその他の適切な方法により公にしなければならない。
- 3 規則等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
- 4 規則等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず規則等を定めないとした場合には、その旨(別の規則等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。)並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。
- 5 規則等制定機関は、第三十七条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで規則等を定めた場合には、当該規則等の公布と同時に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち規則等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかつた場合において、当該規則等自体から明らかでないとき有限。

則等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第四十条中「当該規則等制定機関」とあるのは「委員会等」と、前条第一項第二号中「規則等の案の公示の日」とあるのは「委員会等が規則等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第四号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

(公示の方法)

第四十三条 第三十七条第一項並びに第四十一条第一項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項（前条において準用する場合を含む。）及び第五項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 前項の公示に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡県行政手続条例（以下「新条例」という。）第二条第九号に規定する規則等（以下「規則等」という。）を定める機関がこの条例の施行の日から六十日以内に定める規則等については、新条例第六章の規定は、適用しない。

町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月一十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第五十九号

町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

（福岡県県税事務所設置条例の一部改正）

第一条 福岡県県税事務所設置条例（昭和二十五年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表福岡県大牟田県税事務所の項中「山門郡 三池郡」を「みやま市」に改める。

（福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第二項の表福岡県南筑後地域農業改良普及センターの項中「山門郡瀬高町」を「みやま市」に、「三瀬郡 山門郡 三池郡」を「みやま市 三瀬郡」に改める。

第一百十三条第二項の表矢部川流域下水道の項中「山門郡瀬高町」を「みやま市」に改める。

第一百二十条の二第二項の表七十三の項中「山門郡瀬高町」を「みやま市」に改める。

(福岡県児童相談所条例の一部改正)

第三条 福岡県児童相談所条例（平成十一年福岡県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表福岡県大牟田児童相談所の項中「山門郡 三池郡」を「みやま市」に改める。

(福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一福岡県山門保健福祉環境事務所の項中「山門郡 三池郡」を「みやま市」に改める。

別表第二福岡県山門保健所の項中「山門郡 三池郡」を「みやま市」に改める。

(福岡県労働福祉事務所設置条例の一部改正)

第五条 福岡県労働福祉事務所設置条例（昭和三十一年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の表福岡県筑後労働福祉事務所の項中「朝倉市」の下に「、みやま市」を加え、「山門郡、三池郡」を削る。

(福岡県商工事務所設置条例の一部改正)

第六条 福岡県商工事務所設置条例（平成十一年福岡県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表福岡県久留米商工事務所の項中「朝倉市」を「朝倉市 みやま市」に改め、「山門郡 三池郡」を削る。

(福岡県農林事務所設置条例の一部改正)

第七条 福岡県農林事務所設置条例(平成十一年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表福岡県筑後農林事務所の項中「大川市」を「大川市 みやま市」に改め、「山門郡 三池郡」を削る。

(福岡県土木事務所等設置条例の一部改正)

第八条 福岡県土木事務所等設置条例(平成十一年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表福岡県柳川土木事務所の項中「三瀬郡 山門郡」を「みやま市 三瀬郡」に改め、同表福岡県大牟田土木事務所の項中「三池郡」を削る。

附則に次の二項を加える。

3 第二条第一項の表の規定は、平成十九年一月二十九日から同年三月三十一日までの間、同表所管区域の欄中「みやま市」とあるのは「みやま市のうち旧山門郡(平成十九年一月二十八日における山門郡の区域をいう。)」と、「大牟田市」とあるのは「大牟田市及びみやま市のうち旧三池郡(平成十九年一月二十八日における三池郡の区域をいう。)」と読み替えて適用する。

(福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部改正)

第九条 福岡県警察の組織及び定員に関する条例(昭和二十九年福岡県条例第四十号)

の一部を次のように改正する。

別表福岡県瀬高警察署の項及び福岡県大牟田警察署の項を次のように改める。

福岡県瀬高警察署の管轄区域を除く。

福岡県大牟田警察署	みやま市	みやま市(福岡県大牟田警察署の管轄区域を除く。)
大牟田市	大牟田市	みやま市のうち、高田町今福、高田町岩津、高田町永治、高田町江浦、高田町江浦町、高田町海津、高田町上楠田、高田町龜谷、高田町北新開、高田町黒崎開、高田町下楠田、高田町昭和開、高田町竹飯、高田町田尻、高田町田浦、高田町徳島、高田町濃施

附 則

、高田町飯江、高田町原、高田町舞鶴及び高田町南
新開

この条例は、平成十九年一月二十九日から施行する。

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十七日

福岡県条例第六十号

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を改正する条例

福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年福岡県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十五項、第二十六項及び第三十二項中「年五・五パーセントの」を「附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成十三年三月三十一日以前	年五・五パーセント
平成十三年四月一日から平成十七年三月三十日まで	年四・〇パーセント
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日まで	年一・六パーセント
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十日まで	年一・三パーセント
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日まで	年一・六パーセント
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日まで	年三・〇パーセント
平成二十一年四月一日以後	年三・二パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十一号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十一年福岡県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表六の項事務の欄の中「法第七条第二項及び医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十一号）附則（以下この項において「改正法附則」という。）第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の医療法第七条第二項の規定による療養型病床群の設置、」を「法第七条第二項の規定による」に改め、同欄中ヤを削り、クをヤとし、ヲからオまでをワからクまでとし、同欄ル

中「病院」の下に「又は療養病床を有する診療所」を加え、同欄ルを同欄ヲとし、同欄中ヌをルとし、ハからリまでをニからヌまでとし、口の次に次のように加える。

ハ 法第七条第三項の規定による診療所の病床の設置の許可及び病床数、病床の種

別その他施行規則で定める事項の変更の許可

別表六の項事務の欄テ中「、改正法附則」を削り、同欄テを同欄アとし、同欄中エをテとし、ケからコまでをフからエまでとし、マの次に次のように加える。

ケ 施行令第四条第二項の規定による診療所の設置者からの変更の届出の受領

別表六の項市町村の欄中「イからTまで、チの(2)及び(4)、ル、ヲの(1)、ワからタまで、レの(1)、(2)、(4)及び(5)、ソからエ」を「イ、ロ、ニからチまで、リの(2)及び(4)、ヲ（療養病床を有する診療所に係るものを除く。）、ワの(1)、カからレまで、ソの(1)、(2)、(4)及び(5)、ツからマまで並びにフからテ」に改める。

別表四一の項中「嘉麻市」を「嘉麻市 みやま市」に、「星野村 高田町」を「星野村」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、別表四一の項の改正規定は、同月二十九日から施行する。

福岡県森林環境税条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十二号

福岡県森林環境税条例
(課税の目的)

第一条 県は、県民が享受している水源のかん養、土砂災害等防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、福岡県税条例（昭和二十五年福岡県条例第三十六号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率に關し、その特例として森林環境税を課する。

（定義）

第二条 この条例において「森林環境税」とは、次条及び第四条第一項の規定による計算額をいう。

（個人の県民税の均等割の税率の特例）

第三条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十条の六の規定にかかわらず、同条に定める額に五百円を加算した額とする。

（法人等の県民税の均等割の税率の特例）

第四条 法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十条の十二の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第二十条の十二第一項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「福岡県森林環境税条例（平成十八年福岡県条例第六十二号）第四条第一項」とする。

（基金への積立て）

第五条 知事は、森林環境税に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、福岡県森林環境税基金（福岡県森林環境税基金条例（平成十八年福岡県条例第六十四号）に基づく福岡県森林環境税基金をいう。）に積み立てるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(個人の森林環境税に関する経過措置)

2 第三条の規定は、施行日の属する年度以後の年度分の個人の県民税の均等割の税率について適用し、施行日の属する年度前の年度分の個人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

(法人等の森林環境税に関する経過措置)

3 第四条の規定は、施行日以後に開始する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率について適用し、施行日前に開始した事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

(検討)

4 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

福岡県北九州家畜保健衛生所	北九州市、中間市、行橋市、豊前市、遠賀郡、京都郡、筑豊
福岡県筑豊家畜保健衛生所	飯塚市、直方市、田川市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡

北九州市市、中間市市、行橋市市、豊前市市、遠賀郡市、京都郡市、筑豊市市を
に

改め、同表福岡県筑後家畜保健衛生所の項中「大川市」の下に「みやま市」を加え、「山門郡、三池郡」を削る。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表福岡県筑後家畜保健衛生所の項の改正規定は、平成十九年一月二十九日から施行する。

福岡県森林環境税基金条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十七日

福岡県条例第六十四号

福岡県森林環境税基金条例

(設置)

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十三号

福岡県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

平成十八年十二月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

第一条 森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策を要する費用に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定に基づき、福岡県森林環境税基金（以下「基金」という。）を設置する。

福岡県家畜保健衛生所条例（昭和二十九年福岡県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表中

第二条 基金として積み立てる額は、福岡県森林環境税条例（平成十八年福岡県条例第六十二号）第五条の規定により基金に積み立てる額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

(積立て)

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利

率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、福岡県森林環境税条例の施行の日から施行する。

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
九福岡市
チ博多区
| 東比
エ恵二
ツ株目
式九
会一
社号

定価
一箇月一
三五〇円(税込・郵便料別)